

第1章 開発途上国における経済法制改革とワシントン・コンセンサス

著者	佐藤 創
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	559
雑誌名	国際ルール形成と開発途上国 - グローバル化する経済法制改革 -
ページ	25-52
発行年	2007
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00011807

第1章

開発途上国における経済法制改革と ワシントン・コンセンサス

佐藤 創

はじめに

本章の目的は、開発途上国における経済法制改革がいかにして生じているかを吟味すること、とくに経済学における昨今の展開との関係を考察することにある。具体的には、国際金融機関の間においてどのような経済政策に関するコンセンサスが存在し、そのことが開発途上国の経済法制改革にどのように関係しているかを検討する。本書の他章で論じられているように、近年の経済法制改革は、貿易・関税規制といった国内市場のいわば外枠にかかわる法律群のみならず、競争や証券市場の公正性、倒産手続き、知的財産権、契約法、担保物権法、仲裁法といった、(国内)市場のいわばインフラを形成するような法律群にも着目し、かつ、それらの標準化を推進する形で進んでいるように思われる。この点、たとえば中川 [2002: 23] は経済規制の国際的調和が脚光を浴びている背景として、「国家を単位とする規制の完結性が揺らいできたという事情」を指摘し、その原因として「経済のグローバル化が進行し」ていることを示唆している。ここで、経済法制改革の動因として「経済のグローバル化」という現象を抽象的に指摘するだけではなく、経済法制改革がいかにして生じているのか、もう一步踏み込んで考察することが本章の問題意識のひとつである。具体的には、ワシントン・コンセンサスの形成

とそれへの批判といった(広い意味での)経済学の領域における動きは、経済法制改革と非常に重要な関係をもっていると思われる。本章は、他章で論じられているそれぞれの法分野における改革の考察を縦軸からの検討とすれば、それらに通底する力は何かを問う。そのひとつとして経済学の潮流を取り上げる。いわば横軸からの検討を試みようとするものである⁽¹⁾。

さまざまな経済法の改革に通底する力はなにかと問う課題に取り組んだ先行研究は、法学のアカデミアでもほとんど存在せず、わずかに開発途上国に関連した安田の取り組みが代表的なものである。つまり、法学者の間では、そのような力の有力なひとつであると思われる経済学の変遷あるいは国際金融機関の政策の基礎にある考え方と現実の法改革との関係が十分に議論されていない憾みがあるように思われる⁽²⁾。ここでは、安田の枠組みと本章の関係を明らかにしておこう⁽³⁾。

安田 [2005] は、固有法と継受法(比較法学)あるいは公式法と非公式法(法社会学)という非西欧諸国における法の発展を把握する伝統的な二分論を、西欧的 = 先進的な法律群を達成すべきモデルとする近代化論と捉え、これを西欧法中心主義と批判し、アジア法の全体構造を理解するという試みに長年にわたり取り組んできた。具体的には、開発途上国の法律群を固有法(共同法理)、移入法(市場法理)、開発法(指令法理)と3分類し、これを静態的な認識をめざすツールとし、動態的な検討においては、共同法理を支えるものとしての「社会の凝集力」、市場法理を支えるものとしての「市場の力」という概念を提案し、指令法理は2つの力の調整として分析を行っている。この枠組みによるならば、グローバル化の下において生じている開発途上国の経済法制改革は、行政介入を特徴とする開発法(指令法理)の後退であり、自由な経済活動を司法により担保することを基本とする移入法(市場法理)の深化である(安田 [2005: 10-11])。そしてその動因は「市場の力」という「個化」の方向に働き「個人的合理性」と「普遍性」という性質をもつ力の再活性化ということになる(安田 [2005: 14-16])。しかし、では、どのように移入法を支える「市場の力」は再活性化しているのか、どのような回路により市場の

力は開発法に対して移入法をより重要ならしめているのか、たとえば国際的な合意など何らかの媒介が重要なのではないかと、といった問題を分析することは、この安田の枠組みでは困難であるか、あるいは射程外であるように思われる。つまり、さまざまな法改革に通底する力はなにか、という問題領域にまで踏み込んで分析した数少ない業績である安田の枠組みにおいて、「市場の力」の働き自体は所与（ブラック・ボックス）となっている。本章は、経済法制改革、とくにその画一化を議論するうえで、安田の枠組みでは所与となっている点のある程度解析し、補足する必要があるのではないかと、という問題意識を出発点としている。具体的には、開発途上国における経済法制改革を促す多くの要因のひとつとして、典型的には国際金融機関の間に形成されている、経済学あるいは経済政策上のコンセンサスがあるのではないかという仮説のもとに、その関係・影響を法分野横断的に考察する⁽⁴⁾。

開発途上国における経済法制改革の考察を意図した本書において、経済学との関係を考察の対象として取り上げる問題意識は以上のようなものである。いいかえれば、開発途上国の経済法制改革において、国内の政治経済的な要因に加えて、世銀やIMFなどの国際金融機関が重要な役割を果たしてきたことは周知の事実であり、それらのよってたつ経済学とその政策とをある程度まで整理・検討しておくことは、法学の領域においても必要不可欠なことであろう。そして、もちろん理論と政策は必ずしも合致するものではないものの、看過することのできないコンセンサスの形成とそれをめぐる議論が存在し、開発途上国の経済法制改革に関係しているように思われる⁽⁵⁾。

本章の結論を先取りすれば、国際金融機関の間にある経済学あるいは諸政策に関するコンセンサスは、重要な影響を開発途上国の経済法制改革に対してもっていると思われる。具体的には、第1に、完全市場をベンチマークとするワシントン・コンセンサスが支配的であった1980年代を通じて、市場への政府介入・行政規制の除去・縮小を念頭においた経済法制改革が開発途上国においても顕著である。第2に、ワシントン・コンセンサスは理論的にも政策レベルでも批判に晒され、1990年代前半には政府の役割の再評価が行わ

れる傾向にあった。若干の遅れをとめない、市場への政府介入の縮小という方向のみならず、市場をよりよく機能させるための制度構築に政府の役割があるという方向での経済法制改革も明確に観察できるようになる。第3に、1990年代後半には、非対称情報の観点から不完全市場を出発点とし、政府と市場との適切な役割分担を説くポスト・ワシントン・コンセンサスが国際金融機関内から現れている。ポスト・ワシントン・コンセンサスはスティグリッツの提唱にかかるもので、現実に実施された経済政策を観察して名づけられたワシントン・コンセンサスとは「コンセンサス」の意味が異なり、またポスト・ワシントン・コンセンサスがワシントン・コンセンサスに取って代わったと評価することもできない。ただし注意せねばならないことは、ポスト・ワシントン・コンセンサスは基本的に市場重視という点ではワシントン・コンセンサスと一貫しており、その枠組みを敷衍すれば、政府規制除去と制度構築の双方を同時に議論する枠組みを築き上げている、ということである。したがって、その是非はまた別として、開発途上国のいずれの方向での経済法制改革に対しても理論的基礎を与える可能性をもっており、その意味で検討に値すると思われる。

本章の構成は以下のとおり。第1節では、準備作業として、韓国とバングラデシュの経済法制改革に触れながらその特徴を整理・検討し、共通の傾向を抽出する。第2節で、経済学と国際金融機関の政策をとくにワシントン・コンセンサスを軸に検討し、経済法制改革との関係を議論する。最後に本章の結論をまとめる。

第1節 経済法制改革の具体例

本節では、具体的にどのような経済法制改革の動きがあるのか、韓国とバングラデシュを取り上げて瞥見する。もちろん、本来はできうるかぎり多くの国を取り上げ、さらに個別の法改革の詳細を十分に検討することが望まし

い。しかし、経済法制改革が行われた文脈を必要な限りで観察することで本節の目的は果たされるために、ここでは代表例として上記2カ国に焦点をあて、また個別の法改革の詳細には立ち入らない。

韓国は、「東アジアの奇跡」のモデルとなった国のひとつであり、1996年にOECD加盟を果たし、また1997年にアジア経済危機を経験した国でもある。その意味で、開発途上国のなかではいわば経済成長に成功した典型例である。他方でバングラデシュは、アジアのなかでは最貧国のひとつに数えられ、事実、現在でも後発開発途上国と位置づけられている。その意味で、経済成長に成功しているとはいいがたい開発途上国の典型例である⁽⁶⁾。これら両極端の2つの国の間に、はたして経済法制改革について共通の特徴はあるか、あるとすればそれはどのようなものか？ 両国の経済法制改革を検討することにより、一般化は慎まねばならないものの、開発途上国における経済法制改革の特徴と傾向とを洗い出すことが本節の目的である。

1. 韓国

まず、韓国について瞥見しよう(本城[2000], 安倍[2005])。韓国でも諸々の自由化は、一方で外圧として存在すると同時に、力をつけてきた民間セクターの内なる要求としても存在していた。いくつかの重要なポイントで国際金融機関の影響・介入が顕著である。

周知のとおり、1960年代以降の軍事政権の下、経済活動への規制は時期によってさまざまな評価があるものの概して広範なものであった。大きな転換点は、1980年前後の経済危機の際に、IMFからの借款を受け、同時に、部分的経済自由化を余儀なくされたときである。国内市場については、個別の産業育成法を廃止し、政府介入の一本化を図る工業発展法が1986年に制定され、財閥への規制を強化し、競争市場を確保しようとする公正取引法(1981年)がたびたび改正された。貿易については、貿易取引法、輸出組合法、産業輸出促進法を整理統合し、自由貿易を基調とすべく対外貿易法が1986年に制定

され、非関税障壁の除去を意図する工業産品品質管理法、薬事法などが同じ時期に改正された。政令レベルでは輸入関税の引き下げ、輸入自動承認品目の拡大が行われた。外国直接投資については、外資導入法などの改正により、許認可制度から届け出制度へ1991年に転換し、金融については1980年代半ばに経常収支が黒字に転じたため、金融や外国為替などを開放するようという圧力が強まり、1990年代に金融部門の対外開放、および金利自由化が行われた。概して政府介入の縮小化が目指されていることがうかがえる。

しかし、1997年に勃発したアジア経済危機において、政府介入の縮小を目指した改革は新たな段階を迎えた。アジア経済危機の要因については諸説ある⁽⁷⁾。アジア諸国における金融の自由化を背景とした莫大な国際短期資金の流入と、突如の流出という対外的要因を強調し、国際短期資金の規制を主張する考えが一方であるものの、国際金融機関は、そうではあるとしても国内的要因をより強調し、処方箋をだした⁽⁸⁾。具体的には、金融制度の未発達と企業統治の脆弱性を危機の原因として重視したのである。周知のとおり、経済危機に対応した国際金融機関の処方箋としては、第1に、金融制度について、(1)銀行経営の健全性を確保し、(2)倒産制度の改革を行い不良債権の処理を急ぎ、(3)株式・債券市場の整備を行って直接金融への移行を図ることが制度改革の骨子となった。第2に、企業統治について、企業経営の透明化・健全化をはかるために、(1)取締役会や監査に客観性をもたせる法改正を行い、(2)国際標準の会計・監査制度ないし基準を導入することが要請された。

韓国の場合は、次のような改革が示された(本城[2000]、谷浦[2000]、安倍[2005])。第1に、金融改革については、コンディショナリティとして、不良金融機関の整理、BIS規制の適用、公的資金投入が課された。これにより不良金融機関の統廃合が目指された。また、外国人による株式投資の自由化や金融市場への参入が求められた。第2に、企業改革では、連結財務諸表の公表と外部監査の義務付けが求められ、企業経営の透明性が模索された。さらに、負債比率の引き下げが要請された。そのほか、財政、外国為替制度、金利、貿易、企業借款、情報公開など多くの条件が示された。また、労働・雇

用関係では、労働市場の柔軟性が求められ、また雇用保険制度の拡充が要請された。これらに対応して、改革された法律群は多数にのぼる。たとえば、外資導入法および外国為替管理法の廃止、外国人投資促進法の制定、証券取引法、外監法（株式会社の外部監査に関する法律）、商法、公正取引法などの改正である。ここでは、市場がよりよく機能するような制度構築と健全な市場の維持の方向で経済法制改革が行われていることがうかがえる。

要約すると、1997年の経済危機以前は、産業政策や貿易政策における政府裁量の撤廃・縮小が経済法制改革の焦点であった。これに対し、経済危機以後においては政府による市場の制度的なインフラ構築・維持という観点からの経済法制改革が前面にできていることが観察できる。

2. バングラデシュ

バングラデシュは、周知のとおり、1971年の独立時には社会主義型経済を目指し、1973/74年からの第一次5カ年計画を柱に、金融・保険、通信、エネルギー、水道、製造業の主要な部分を国有化するとともに民間投資に対する厳しい制限を課した。その法制度はイギリス、インド、パキスタンの遺制を基本的には受け継いだもので、このような独立時の方針を背景に規制色の濃い法体系が確立された（Halim [2004]、Patwari [2004]）。しかし、政変などを経て、1980年代以降は、民間投資規制の緩和、国営企業の民営化、輸出加工区設置、関税率引き下げ、輸出業者向け融資などの施策を実施し、経済自由化・市場経済化を進めた⁽⁹⁾。その背景には、1980年代から、世銀やIMFが市場経済化を開発戦略の柱として位置づけ、構造調整を途上国に促したという事実があったことはいうまでもない⁽¹⁰⁾。まず、制定ないし改正された経済法は主に貿易や外国投資の自由化にかかわっている。たとえば、輸出入（統制）法（1950年）に基づく政令や、1980年の外国民間投資（促進・保護）法、同じ年のバングラデシュ輸出加工区法などである。続いて、1990年代はじめに付加価値税法（1991年）、証券取引委員会法（1993年）、金融機関法（1993

年), 銀行法(1993年), 会社法(1994年)などが相上りのぼり, 1990年代後半に入ると破産法(1997年)や著作権法(2000年)が制定され, 市場制度構築のための経済法制改革に徐々に比重を移していることがうかがえる。

バングラデシュは韓国と違い, アジア経済危機の影響は被っておらず, 危機に対応する形での国際金融機関の介入は明示的にはない。したがって, 政府介入除去から政府の適切な役割の構築への経済法制改革の転換点はさほど明らかではない。しかし, 援助に多くを依存しているために持続的な関与がある。現在では, 第1, 外国あるいは国内の民間投資は政府が期待しているほど伸びていない, 第2, 依然として国営企業の占有率は高く, その非効率な経営と技術改善の遅さが経済発展の阻害要因となっている, 第3, 民間セクターにおいては経営基盤が脆弱な零細・小企業が大半を占め設備や技術の近代化がままならないうえ, 期待される海外直接投資も低迷を続けている⁽¹¹⁾, という認識の下で, 2005年に, 世銀を中心とするマルチ・ドナーグループによるバングラデシュ「民間セクター開発(Private Sector Development Scheme Project)」が企画されている。その一環として, バングラデシュの民間セクターに関する法制度およびその履行に関する現状と課題を把握する調査が行われた(Syed Ishtiaq Ahmed and Associates [2005])。

そこでは, 貿易や関税, 税制, 会社制度, 金融市場, 銀行制度など, 上記の諸経済法を再検討すること以外にも, 契約法(1872年)や所有権移転法(1882年), 裁判手続きに関する民事訴訟法典(1908年), 工場法(1965年)や労働諸法, 知的財産諸法といった非常に広い範囲の経済法が, 自由市場の育成・促進という観点から, 検討されている。同時に, 自由市場を阻害する政府規制を除去することも依然として重視されている⁽¹²⁾。

まとめると, 第1に, バングラデシュにおいても, 政府の市場介入を定める法律群に関してその介入を減じ狭める主旨の改革が先行し, 徐々に市場のインフラを定めるより広い法律群が改正され, あるいは検討の対象となってくるように思われる。つまり, 韓国においてもバングラデシュにおいても, いわば政府の市場介入縮小を主眼においた改革から, それに加えて政府

と市場との適切な役割分担をも考慮する改革へ、という流れは、多くの差異は存在するものの、軌を一にしているように思われる。第2に、この間の経済法制改革における国際金融機関の影響は小さくないということである。

第2節 ワシントン・コンセンサスと経済法制改革

前節では、韓国とバングラデシュを例として、具体的にどのような経済法制の改革が行われてきたのかを概観した。2カ国の例をとるかぎり、第1に、経済法制改革の流れは、政府介入の縮小から、政府の適切な役割へ、という比重の移動があり、第2に、そのような改革における国際金融機関のプレゼンスは顕著である。

本節では、そのような経済法制改革における変化と、経済学の変化・国際金融機関の経済政策の変遷との関係を吟味する。もちろん、留保しておかねばならないことは、理論と現実の政策との間の関係は必ずしも無矛盾ではなく、明確な関係を導くことは厳密には困難である、ということである。そのことを前提としたうえで、本節では、ワシントン・コンセンサスとそれをめぐる議論を取り上げ、「コンセンサス」の経済法制改革への影響を検討する。

1. ワシントン・コンセンサスの形成

1980年代において支配的な経済改革あるいは経済成長観であったのは、いわゆるワシントン・コンセンサスと呼ばれるものである。まず、ワシントン・コンセンサスの形成までの流れを瞥見し、その内容をあきらかにする。

第二次世界大戦後、1970年代初頭までの開発パラダイムを支配したのは、近代化議論やケインジアニズム、福祉国家論であり、社会主義的経済計画ないしマルキシズムが代替的な思想として存在していた⁽¹³⁾。マクロ経済政策は、有効需要を財政支出により生み出し完全雇用を達成することを核心とす

るケインジアンのかえ方によつて根拠を与えられていた。また、ミクロ経済学は市場の不完全性をただすための政府介入に根拠を与えていた。経済学のアカデミアでは、サミュエルソンらのいわゆる新古典派ケインジアン統合が登場しており、ケイジアニズムは、マクロとミクロ、理論と政策を組み合わせ、1960年代にはその黄金期を誇っていた。しかし、1970年代のスタグフレーションとそれにともなう学術的・イデオロギー的な攻撃にあつて、ケインジアニズムは、理論的にも政策論的にも劇的に衰退したのである。

1970年代の混迷期に登場し、支配的な経済学のか潮流となる新古典派の核心は合理的期待形成理論であり、個人や企業は完全情報のもとで同一の経済モデルに基づいて行動するという仮定、すなわち完全市場・完全情報の仮定をもつ⁽¹⁴⁾。その政策レベルにおける含意は、よく知られているように、政府介入は効率的にもシステマティックにも経済に何ら影響を与えないという劇的なものであつた。経済変動は政府介入による影響を予想して行動する個人や企業のショックへの対応として理解され、政府介入は非効率をうむものと理解されるところとなる。さらに、レント・シーキングや腐敗といった問題が脚光をあび、政府の失敗は市場の失敗よりも問題であり、開発の主導者としての政府の役割はもちろん、市場の失敗に対するいわゆる夜警国家的な政府介入すら問題視されることになる。市場の失敗ははたして重要なのか、また市場の失敗よりも弊害が大きいかもしれない政府の介入がはたして必要なのか、という疑問が提示されたのである⁽¹⁵⁾。次第に、財市場、労働市場、金融市場、資本市場、貿易市場などあらゆる市場において、自由化をすすめるべきという見解が支配的となる。政府は、秩序の維持、教育と公衆衛生・保健にのみその役割があるということになる。このような見解がワシントン・コンセンサスと後に呼ばれる経済思想・政策群に帰着する。つまり、ワシントン・コンセンサスという拘束性のある合意あるいは法的文書があるわけではない。

市場を重視する経済思想・政策群に、もちろんはじめからワシントン・コンセンサスという名前が与えられていたわけではなく、ラテンアメリカの

1980年代の経験を考察したウィリアムソンの業績による (Williamson [1990])、ワシントン・コンセンサスとは途上国における小さな政府・貿易自由化を直接の含意として強く主張するもので、先進国におけるレーガニズムやサッチャリズムと並行し、いわば開発途上国に関連するネオリベリズムであった⁽¹⁶⁾。社会主義陣営の、政府による資源配分 = 計画経済を明確に否定し、その視角はいわば「政府vs市場」という観点で問題をたてるもので、市場の優位をあらゆる側面で強調し、開発ないし経済成長・発展においても市場経済化を鍵とみなすものである。

ウィリアムソンは1990年の時点で、10の経済政策をコンセンサスの内容としてあげている。第1に、財政規律であり、基本的に公共支出の抑制である。ただしそれが均衡財政を意味するかどうかはコンセンサスのなかでも諸説あり、コンセンサスは、多大なそして継続的な財政赤字は、インフレーション、赤字の支払い、キャピタル・フライトの形で、マクロ経済の崩壊を招くという点にあった。第2、公共支出のプライオリティ。財政赤字を減らすには、歳入を増やすか歳出を減らすかのどちらかである。まず後者が焦点となり、具体的には、補助金の削減が求められる一方で、教育および公衆衛生、インフラへの公共投資は奨励された。つまり公共投資先の変換が求められた。第3、税制改革。財政赤字を減らすためのもうひとつの方法は歳入を増やすことである。こちらはあまり強調されなかったものの、どのように税制を改革すべきかには広いコンセンサスがあり、租税ベースを広げること、限界税率はなだらかであるべきことが議論された。第4、利子率。具体的には、産業別の特別優遇金利などを廃止し、金利の自由化を行うこと。つまり、利子率は市場が決めるべきであり、政府がこれを決めることによって資源配分がゆがめられるという考えが基礎にある。さらにキャピタル・フライトを防ぐために実質利子率がプラスであるべきことにもコンセンサスがあった。第5、競争的な為替レート。輸出促進のために、為替レートは市場で決めるようにするか、競争的なそれにすべきである。第6、貿易政策。具体的には輸入促進ないし貿易自由化であり、輸出を競争的にするためには中間財を競争的な価格

で購入できなければならないという面と、国内市場の保護はコストをあげるにより輸出を妨げるという考えが基礎にあり、数量規制の撤廃と関税の引き下げが求められた。ただし、輸入ライセンス制度は腐敗がからむとして忌まれるが、幼稚産業保護と広い産業ベースを発展するための緩やかな関税は許容され、自由化のタイミングの問題でも一定の理解はあった。第7、外国直接投資の自由化。外国直接投資に対する規制は経済にマイナスだというコンセンサスがあった。直接投資は、資本、技術、ノウハウなどをもたらすと考えられているからである。第8、民営化。民営化は短期には政府企業の売却により政府歳入を増やし、長期には政府による投資の必要がなくなるがゆえに財政規律を助けると考えられている。もっと根本的には、私企業のほうが公企業よりも効率的であるという考えがある。第9、規制緩和。規制緩和により競争を促進し、効率性を増すことができる。第10、所有権制度。所有権制度が不安定であることが経済活動の障害となるという認識がある⁽¹⁷⁾。

スティグリッツ (Stiglitz [1998b]) のコンパクトなまとめによれば、ワシントン・コンセンサスとは、経済が良好なパフォーマンスを達成するには、貿易自由化、マクロ経済の安定、価格の市場における自由な決定が必要である、ということに要約され、さすれば市場が効率的な資源配分と経済成長を自ずともたらすだろう、というものだということになる。さらにウィリアムソン [2003a] によれば、当初は、利子率の市場による決定や外国直接投資の規制緩和にはコンセンサスがあったものの、金融自由化はあまり強調されていなかったのに対し、徐々に資本フローの国際的な自由化が含まれるようになったとしている⁽¹⁸⁾。現実には、IMFや世銀の圧力もあり、多くの途上国が資本勘定の自由化を行ったことは周知のとおりである。

さて、こうした内容をもつワシントン・コンセンサスの顕著な特徴が2点あり、そこから導かれる開発途上国の経済法制改革への影響は明確である。

まず、第1のポイントは、市場対政府という枠組みであり、かつ政府よりも市場の働きが重要であるという考えであり、ここでの市場は完全市場が念頭におかれているということである。伝統的なミクロ経済理論によれば、政

府介入は資源の効率的な配分をゆがめ死荷重損失を生じることになり、政府介入が正当化されるのは市場の失敗がある場合である。しかし、市場の失敗があってもなお政府の介入は必ずしも正当化されないという主張が有力となった。代表的な論者は1980年代に世銀のチーフ・エコノミストであったクルーガーであろう。クルーガーは政府介入にともなうレント・シーキングを問題にした（Krueger [1974]）。つまり、市場の失敗があったとしても、政府の失敗が存在することを強調し、政府の介入を疑問視したのである。その論理は、政府介入によって生じるレントをめぐる、ロビーイングや賄賂行為などのレント・シーキングの存在がさらに経済全体の厚生を損なうというものである。それゆえ、市場の失敗のあると考えられるケースでさえも、政府に裁量を授権する法規は改革のターゲットとなることが当然推測できる。

第2に、第1の点と密接に関連して、現実にも、市場経済へのネガティブな影響のあると考えられる政府介入を取り除き、完全市場に近づけるというコンセンサスを前提とした国際金融機関の介入は広範なものであったということである。それには、貿易にかかわるものだけではなく、多くの国内的措置を含んでいた。この点、トウイによるより具体的なまとめがある（Toye [1994]）。1980年から1986年の間の、構造調整ローンを与える際あるいは更新する際に課されたコンディショナリティを検討し、50%以上の構造調整パッケージに現れたものは以下の10の要件である⁽¹⁹⁾。(1)公共投資プログラムの管理能力強化(86%)、(2)輸入クオータの撤廃(57%)、(3)輸出インセンティブの改善(76%)、(4)財政制度の改善(70%)、(5)公共企業の財政構造の改善(73%)、(6)農産物価格の改定(73%)、(7)公共投資の変更(59%)、(8)産業インセンティブの再考(68%)、(9)公共企業の効率性の向上(57%)、(10)農業に関するマーケティングなどの改善(57%)⁽²⁰⁾。いうまでもなく、(2)や(3)は輸出入関連法と、(4)は租税・財政関連法、(8)や(9)は産業関連法や独禁法、会社法、というように多くの経済法制改革に結びついていた。

以上を概括すると、1980年代を通じて支配的であったネオリベリズムやワシントン・コンセンサスは、市場重視、市場自由化という形で、政府介入

を縮小する方向での改革を推奨し、法改革の対象分野を広げていったと理解できる。第1節でみた韓国とバングラデシュの政府介入縮小の方向での経済法制改革も本節でみたような大きな潮流のなかでの出来事であったと思われる。それでは、ワシントン・コンセンサスが衰退していったといわれる1990年代はどうか、次に検討しよう。

2. ワシントン・コンセンサスの衰退

ワシントン・コンセンサスは次第に後退し、1990年代初頭には大きく揺らいでいた。ここでは、国際金融機関内部からの動きに触れたあとに、ポスト・ワシントン・コンセンサスと開発国家理論とを取り上げ、経済法制改革との関係を考察する。

ワシントン・コンセンサスの後退は、国際金融機関の報告書そのもののみで取れる。たとえば、1991年の市場親和的アプローチなどの用語を採用した世銀の年次報告（World Bank [1991]）や1993年の「東アジアの奇跡」（World Bank [1993]）に表れている。すなわち、政府の役割は、市場に敵対するものからより肯定的に捉えられるように変容しはじめた。つまり、自由市場創出・促進のために政府規制を除去することから、市場を健全に育成し機能させるための制度設計に政府の役割を認め、さらにはいわゆる政府能力を高めることが明示的に論じられるようになる。

「東アジアの奇跡」の骨子は、政府介入には2種類存在し、基礎的条件を整備するための政策と、選択的介入に分けることができ、前者については市場の基礎あるいは市場の失敗のケースなので政府介入を肯定し、後者については東アジアでは成功したが前提条件の異なる他国が真似ることはできないとしたことにある。その内容は、前者については、安定的なマクロ経済や人的資源育成、技術導入であり、後者は輸出振興や金融抑圧、政策金融、選択的産業育成である。さらに、1997年の年次報告では、市場促進的見解を取り入れ、政府介入とくに産業政策に対する態度を軟化させたのである（World Bank

[1997]]。

なぜワシントン・コンセンサスが衰退したかといえ、まず政策のレベルでは、ワシントン・コンセンサスに基づく諸々の自由化政策が、とくにラテンアメリカにおいて期待された効果をあげなかったからであり、あるいは端的に失敗したからである。失敗した理由については、おおまかにいって4つの解釈がありうる(Williamson [1990])。第1, ワシントン・コンセンサスそのものがまったく間違っていた。第2, その反対に、ワシントン・コンセンサスに基づく政策の方向性は正しいが、その方向性が不十分な形で反対勢力・意見により妥協されてしまった。第3, ワシントン・コンセンサスに基づく政策は正しいが、その効果を発揮するには時間がかかり、その間に状況が変化してしまった。第4, ワシントン・コンセンサスに基づく政策の方向性は基本的に正しいが、経済発展の段階にみあった政策の実施順序に誤りがあった。いずれの解釈が正しいのかを考察することがここでの課題ではない。重要なことは政策レベルで効果をあげえなかったことがワシントン・コンセンサスを揺るがす一要因となったということである。また、社会主義からの体制移行が1980年代後半から旧ソ連・東欧諸国においてすすみ、ここに国際金融機関がコミットしたことも、規制の除去から制度設計へという力点の移動に寄与していたことも考えられる⁽²¹⁾。

以上のような変化は、1980年代には疑問視されていた市場の失敗に対する政府介入の再評価であろうと基本的には理解できる。理論の上で、さらに一歩進め、こうしたワシントン・コンセンサスに代わるポスト・ワシントン・コンセンサスを1998年に提唱したのはスティグリッツであり、当時、世銀の上級副総裁かつチーフ・エコノミストの地位にあった⁽²²⁾。ポスト・ワシントン・コンセンサスのエッセンスは政府と市場の適切な役割分担を強調する点にある。その理論的基礎は不完全市場に対する政府介入の肯定であり、実は新しいものではない。しかし、従来の不完全市場に対する政府介入の肯定と、スティグリッツの主張との間には違いがある。伝統的には、外部効果の存在や、規模に関して収穫逓増、独占価格などがある場合に政府介入は肯定され

たが、ポスト・ワシントン・コンセンサスは、この他にも、情報の非対称性や取引費用を市場の失敗に入れている点、市場の失敗が認められる範囲が大きく広がっている。スティグリッツ自身の分類によれば、市場の失敗は、第1に、公共財、外部性、自然独占などの伝統的に議論されてきたもの、第2に、保険市場や資本市場の欠如といった市場の欠如、モラル・ハザードなどの不完全情報といった市場の失敗、第3に、マクロ経済の不安定性、技術開発の過小投資、金融市場の脆弱性、公平性の欠如などの複合型のもの、という大きく3つのタイプになる (Stiglitz [1998a])²³⁾。

ここで重要なことは、スティグリッツが、彼の情報理論的アプローチは完全市場をその核とする新古典派経済学やワシントン・コンセンサスに対置するもの、あるいはそれを包含するものと考えていることである (Fine [2001])。実際に、このアプローチによると、市場および非市場的な現象はいずれも情報の非対称性ないし市場の不完全性に対する合理的な対応として説明される。それゆえに、制度や慣習、集団的な行為、社会経済的な構造をも説明できるとスティグリッツは主張する。さらに、経路依存性や複数均衡などの形で、歴史の重要性をも強調している。この観点からは、先進国と途上国の違いは産出品の構成 (途上国は一次産品に依存) と制度の洗練度の違いとして把握される。したがって、市場の失敗の著しい途上国では政府の役割がより多く正当化され、発展するにつれ、それらの役割は終了ないし変容すると認識されることになる⁽²⁴⁾。

要約すればポスト・ワシントン・コンセンサスの内容は以上のようなものである⁽²⁵⁾。もちろんポスト・ワシントン・コンセンサスは、ワシントン・コンセンサスと異なり、現実の政策群を観察して発見されたコンセンサスではなく、スティグリッツという個人の提唱にかかる可能性であって、「コンセンサス」として両者を同列に論じることはできない。そのことを前提としたうえで、ポスト・ワシントン・コンセンサスと経済法制改革との関係で指摘できることが3つある。

第1に、ワシントン・コンセンサスとポスト・ワシントン・コンセンサス

はどのように対立し、あるいは一貫しており、それは経済法制改革への含意としてどのような異同をもたらさうか？ ワシントン・コンセンサスは、現実社会を、完全市場経済をベンチマークとして判断しようとするものであり、かつ、このフィクションの完全市場経済に、現実社会をできうるかぎり近づけようとするものである。ポスト・ワシントン・コンセンサスはこのような考えをたしかに否定している。しかし、いわゆる方法論的個人主義は受け継いでいる。つまり、社会は非歴史的かつ均質な個人ないし企業の集計として把握され、その個々人は効用ないし利潤を最大化するよう行動すると仮定され、市場における資源配分が効率的であるとする考えを共有している。また、マクロ経済学のミクロ経済学化という流れにおいても両者には一貫性がある。違いは、不完全情報の導入であり、ワシントン・コンセンサスを一般化して(完全情報という特殊なケースとして)組み込んでいるのである。つまり、出発点が完全市場から不完全市場へと変わっている。それゆえに、政府の役割は完全情報に近づけるために存在すると把握されるにいたり、ワシントン・コンセンサスよりも広い役割が認められるところとなる⁽²⁶⁾。政策とは、不完全情報を市場による解決ではなく、政府による解決に訴えるものとなる。この観点からは、経済法制改革に対しての含意については、ワシントン・コンセンサスでは完全市場に近づけるための規制除去をモチーフとしていたのに対し、ポスト・ワシントン・コンセンサスでは不完全市場における不完全情報の矯正のための適切な制度設計が目指される、という変化があるはずだということが理論的に帰結される。

第2、ワシントン・コンセンサスはポスト・ワシントン・コンセンサスにその支配的地位を譲ったのだろうか？「東アジアの奇跡再考」という2001年に世銀の編んだ本をみると興味深い。スティグリッツが、概してアジア経済危機の原因を金融市場におけるガバナンスの不足に、あるいは市場の失敗に対して政府規制の構築が不十分であったという点に求めているのに対して(Stiglitz[2001])、共編者のユスフは過剰な政府介入が危機の原因であったというワシントン・コンセンサスの考えへと回帰している(Yusuf[2001])⁽²⁷⁾。お

そらく支配的地位の移行があったか否かと問うこと以上に理論の上で重要なことは、スティグリッツの提唱するポスト・ワシントン・コンセンサスは、ワシントン・コンセンサスを一般化したものであり、後者（完全情報）は単に前者（不完全情報）の1ケースであると把握できる枠組みを築き上げたことである。したがって、経済法制改革の含意では、ポスト・ワシントン・コンセンサスにおいては、一方で政府規制の除去、他方で適切な規制の設計が、理論的な枠組みをもって同時に議論されうることになる。

第3、ワシントン・コンセンサスとポスト・ワシントン・コンセンサスとで政策面・経済法制改革への提言において具体的な内容においてどの程度の違いがあるのか？ 政府の失敗の強調をともなっていたワシントン・コンセンサスと比較して、ポスト・ワシントン・コンセンサスでは金融市場や企業統治における適切な監視制度の構築、中央銀行の独立性の強化、司法制度の整備など、市場を適切に機能させる制度設計と政府能力の構築が前面にでていたものの、実は両者の違いはそれほど明らかなわけではない。もろもろの自由化ないしグローバリゼーションは善であるということについては両者は同じ立場にある。スティグリッツは国際金融機関の諸政策を厳しく批判した近著で、次のようにいっている。「グローバリゼーションは、民主主義とより大きな社会正義を求めて戦う活気のあるグローバル市民社会をもたらすと同時に、世界の健康状態の改善をもたらした。問題はグローバリゼーションにあるのではなく、それをどのように進めるのかにあるのだ」（スティグリッツ [2002: 305-306]）。すなわち、経済法制改革の進め方・順序が大事である、ということになる。ここから、重要な含意がひとつ導き出せる。スティグリッツの考えを敷衍すれば、個々の経済法の改革を議論する際には、経済発展の段階や他の経済法の改革との順序・順番をも考慮にいれねばならないということである。

以上の国際金融機関を中心として展開された思想と対峙する形で、1980年代後半、1990年代とプレゼンスがあったのは、開発国家理論である。1990年代初頭からのワシントン・コンセンサスの後退に貢献してまいると思われる

ので、経済法制改革との関係を念頭におきながらここで触れておこう。

開発国家理論は「政府と市場」という枠組みにおいては2つのコンセンサスと共通しているものの、政府の役割を市場の上におくという点で異なっている。開発国家理論は大きく分けて政治学派と経済学派がある。

政治学派は、国家や政府の性格や能力に注目するもので、開発政策の中身がなんであれ、それを採用し実施する国家ないし政府の条件に焦点をあてるものである。おそらく先駆的な業績はジョンソンの日本の通産省の役割を考察したものである (Johnson [1982])。この流れは、政府の自律性 (autonomy) や埋め込まれた自律性 (embedded autonomy) といった議論へ発展し (Evans [1995])、多くの国別ケース・スタディが提示された。

経済学派は、こうした開発政策の採用・実施を可能にする政治的条件ではなく、開発政策の中身に焦点をあて、市場の失敗の概念とネオリベリズムへの批判とが基礎になっている。アムスデンの「相対価格を歪めること (getting the relative prices wrong)」というキャッチフレーズに代表されるように、市場における価格シグナルによる資源配分よりも政府による資源配分が、韓国など急成長を遂げた開発途上国において、貿易や産業、金融政策などあらゆる側面で重要であったことが強調される (Amsden [1989])²⁸⁾。

ここでの課題は、これらの理論に深く立ち入ることではなく、2つのコンセンサスとこれら開発国家理論の関係が今どうなっているかである。この点、開発国家理論は、とくに東アジア諸国の経済成長において政府の果たした役割を明らかにし、そのことによって、自由市場至上的なワシントン・コンセンサスへの批判を強力に展開していたと思われる。しかし、ポスト・ワシントン・コンセンサスとの違いは、それほど明らかなわけではない。政治学派は、経済成長とともに政府の役割は小さくなるとの帰結を示唆しており、また政府の能力を強調している点でポスト・ワシントン・コンセンサスとその限りでは共通している。経済学派はおそらくポスト・ワシントン・コンセンサスよりもさらに広く市場の失敗を認める点において異なっていると少なくともいえるだろう。したがって、ポスト・ワシントン・コンセンサスによる

経済法制改革への含意と開発国家理論によるそれとの間にどのような差異があるのかはさほど明らかなわけではない。

以上、国際金融機関をめぐる経済学・諸経済政策のコンセンサスについて検討し、経済法制改革との関係を考察した本節をまとめておこう。第1に、1980年代には完全市場をベンチマークとする経済学の隆盛があり、完全市場に近づけるための改革が推奨された。それらはワシントン・コンセンサスと呼ばれるものである。1980年代の韓国やバングラデシュの政府規制除去を目的とした法改革はこのような流れのなかにあると考えられる。第2に、韓国でひきつづき政府介入縮小を目指す改革が続いていた1990年代前半には、ラテンアメリカでの失敗や皮肉にも韓国などのアジアの奇跡の経験ゆえに、ワシントン・コンセンサスは衰退傾向にあり、政府の役割に対する評価は肯定的な方向にむかっていた。学界でも開発国家理論などによるワシントン・コンセンサスへの批判が活発に行われていた。第3に、1990年代後半にはスティグリッツが不完全市場を出発点として、ポスト・ワシントン・コンセンサスを唱え、市場と政府の適切な役割分担を説き、ワシントン・コンセンサスを完全市場という不完全市場の特別のケースとして組み込む形での枠組みを築きあげている。現在の経済法制改革は、少なくとも理論的可能性としては、政府介入除去と適切な制度設計とを同時に議論できる枠組みのなかにある。

おわりに

以上、第1節では、韓国とバングラデシュの経済法制改革を瞥見し、その共通する特徴を抽出した。第2節では、経済学の変遷・国際金融機関の政策をとくにワシントン・コンセンサスをめぐる議論を中心に検討し、経済法制改革との関係を議論した。本章の議論は十分に要約的であると思うが、もう一度、簡潔に結論をまとめるならば、国際金融機関におけるコンセンサスの

形成とそれをめぐる活発な議論は、開発途上国における経済法制改革、少なくとも本章で検討した韓国およびバングラデシュのそれとは、深い関連をもっていると思われる。政府介入の除去・完全市場の形成を念頭においたワシントン・コンセンサスに沿う形で1980年代には経済法制改革が韓国、バングラデシュでも進んでいた。しかし、1990年代前半にはすでにワシントン・コンセンサスは後退の兆しをみせていたものの、韓国の法改革では引き続き経済危機勃発まで自由化路線に沿った改革が進んでいた。1990年代後半には、スティグリッツが、不完全情報という観点から政府と市場の適切な役割分担を主張し、市場をよりよく機能させることに政府の役割がある、と世銀内部からポスト・ワシントン・コンセンサスを提唱した。韓国やバングラデシュにおける法改革では政府規制の除去のみならず市場制度設計を企図する改革が顕著にみられるようになる。重要な点は、ポスト・ワシントン・コンセンサスはスティグリッツの主張であり、ワシントン・コンセンサスが支配的地位をゆずったか否かは明らかではないものの、前者は後者を包含する枠組みをもっていることである。ただし、市場重視、グローバリゼーション肯定という点では、理論・政策・法改革のいずれにおいても、両者は一貫しているように思われる。いいかえると、ワシントン・コンセンサスは完全市場の実現を目指したのに対し、ポスト・ワシントン・コンセンサスは不完全市場を出発点として政府の役割を重視しているという点で異なっているものの、市場機能を最大限に発揮させようとする点においては一貫していると思われる。経済法制改革もそのようなパラダイムのなかで行われているといっていよいであろう。

さて、本章の冒頭で、開発途上国における諸々の経済法制改革をドライブする共通の力はなにかという問題について、この問題に取り組んでいる数少ない先行業績である安田の枠組みにおいても所与となっていると思われ、その間隙を埋めることに本章の問題意識があると述べた。もちろん、たとえば各開発途上国の社会的・経済的初期条件までも経済法制改革を議論する際に法学の研究で詳細に扱わねばならないとは考えない。しかし、少なくとも

開発途上国の経済法制改革の動向を考察するうえでは、国際金融機関（におけるコンセンサス）の影響も考慮したほうがより適切な認識をうることができるということを示したのではないかと思う。たとえば、すでに触れたように、安田は「20世紀末」の「市場の力」の再活性化によって「開発法」の「移入法」に対する相対的な重要性の後退があると考察しているが、本章でみた経済学における諸議論と開発途上国の経済法制改革との関係を考慮に入れるとき、「市場の力」の「再活性化」と論じるのはミスリーディングではないかと思われ、市場重視という流れは20世紀末に生じたわけではなく、少なくとも1970年代から一貫したものとみるべきであろう⁽²⁹⁾。

もちろん、本章の分析自体不十分なところ、あるいは議論の余地のあるところも多々あると思われ、かつ、個々の法分野に着目すれば、国際金融機関のみならずさまざまな国際的なルールや他の要因の影響も存在するだろう。しかし、後者については、本書の他章で論じられており、国際金融機関におけるコンセンサスがどのように形成されかつ変化し、そのことが開発途上国の経済法制改革にどのように影響・関係しているかを検討するという初期の目的はひとまず達せられたと考える。残る論点については別の機会を期することにしたい。

〔注〕

- (1) このことは少なからず重要である。後にみるように、スティグリッツらの議論により、経済自由化の順序が問題とされるようになっており、いいかえれば、どのような順番で個別の経済法の改革を取り上げるべきかが問題とされるようになっている。それには、法分野横断的な枠組みと考察が不可欠であろう。ただし、本章はそのような順番そのものを考えるものではなく、まずは経済法制改革と経済学の潮流との間にどのような関係があるかを議論する。
- (2) そのような研究があまり存在しない理由は、いくつか考えられる。ここでは、法学研究のあり方自体に由来する理由を2つ挙げておこう。第1、法学者の主な比較優位は、ある目的、政府規制の縮小、自由化、あるいは市場基盤整備、グッド・ガバナンスといったさまざまな目的を所与として、そのために、どのような条文を起草して、あるいは既存の法律をどのように改正し、法制度設計をすべきか、そしてどのような解釈が個々の判例において行われているかを分

析する、ということにある。法の策定ないし改正などの議論において、市場経済化の是非や国際標準化の是非自体が議論されることは当然あるものの、そのような問題の是非自体は法学者の少なくとも独占的な専門性を主張できる領域ではないであろう。第2,法の改正ないし国際標準化自体の是非が議論される場合にも、それはある特定の法律ないし条文をめぐって議論がなされ、たとえば「経済法」なる大きな枠組みで議論がされることは少ない。なぜなら、法学は細分化されており、たとえば、商法の改正と知的財産法の改正が同時代的に問題となった場合に、それぞれを有機づけて、それらの背後にある改正・標準化をドライブする共通の力が存在するか、するとすればそれはどのように認識できるか、と法分野横断的に問うことは、やはり法学の主流たる法解釈学の守備範囲外であろうからである。

- (3) なお、具体的な法制度のあり方を考察する法と開発をめぐる研究はもちろん多い。
- (4) 経済法制とはなにかという点については本書序章を参照。
- (5) 本章では、国際金融機関としては、IMFおよび世銀を念頭においている。WTOについては本書第2章を参照。
- (6) ただし、1990年代以降、年平均経済成長率はおよそ5%と、マクロ指標をみるならば、比較的良好な経済パフォーマンスをみせている。
- (7) アジア経済危機については非常に多くの文献がある。バランスの取れた詳細なものとしては、たとえば、*Cambridge Journal of Economics*, Vol.22, No.6, November 1998のアジア経済危機に関する特別号を参照。
- (8) その背景には、経済危機を克服するために、市場自由化が歪められていたと考えるクローニズム元凶説も、経済発展段階にみあった制度設計が十分ではなかったという考えも存在する。しかし、経済危機の原因の把握において意見を異にする両者も、次節でみるように、政策的含意ではやはりそれほど異なっているわけではない。自由市場を育成・促進し、よりよく機能させるという点では両者は一致しているからである。
- (9) 詳細な経緯については、たとえば村山[1997]参照。
- (10) バングラデシュは、1986年にIMFにより構造調整ファシリティ(SAF)の対象となった。1990年代に入るとさらに拡大構造調整ファシリティの対象となった。
- (11) 1980年代に入って投資自由化政策を採用した後も、海外直接投資は伸びず、縫製産業が主たる対象であった。縫製産業は、輸出全体のおよそ75%を占めるにいたっている。ただし、多国間繊維協定(MFA)や一般特惠関税(GSP)など特惠の市場に依存する割合は高い。なおMFAは2004年度末に失効している。
- (12) 行政障壁調査(Administrative Barrier Scheme)を実施して、不必要な許認可を洗い出すことが企画されている。たとえば輸出入ライセンスなどである。

- (13) 戦後の経済政策と経済学の関係については多くの文献がある。たとえば、Chang [2003] のPart 1 の各論文を参照。
- (14) 注13の文献参照。
- (15) さらに、冷戦構造の深化とも相俟って、市場は政府介入がなければよりよく機能するという市場至上的なイデオロギーが支配的になり、政界では自由市場を強調するサッチャーやレーガン政権が登場した。
- (16) ここでいうワシントンとは「議会という政治的ワシントンと、国際財政機関、合衆国の経済諸省庁、連邦準備委員会および諸シンクタンクに属する行政および官僚的ワシントンの上級委員達との双方」を意味している（Williamson [1990: 7]）。ただし、ワシントン・コンセンサスとして包括された政策群は、ワシントン側から一方的におしつけられたわけではなく、途上国の改革志向者側からも同様な主張があった（Williamson [2003b]）。その意味で、ワシントン・コンセンサスとは「ワシントン」の名を冠しているとはいえ、先進国・途上国を問わず広く普及したネオリベリズムである。
- (17) もちろん、こうしたワシントン・コンセンサスの定義には最初から議論があった。たとえば、フィッシャーはウィリアムソンの定義は正確ではなく、(1)健全なマクロ経済の枠組み、(2)効率的でより小さな政府、(3)効率的で拡大する民間セクター、(4)貧困削減政策、の4つのカテゴリーにまとめるべきだとウィリアムソンのペーパーに対してコメントしている（Fisher [1990]）。
- (18) また、スタンディング（Standing [2000]）が、ワシントン・コンセンサスの要素を2000年の時点でより詳細に特定しているので掲げておこう。(1)貿易自由化、(2)金融自由化、(3)民営化、(4)規制緩和、(5)外資参入の自由化、(6)安定した所有権制度、(7)統一された競争的な為替レート、(8)公共支出の削減、(9)公共支出の健康や教育、インフラへの転換、(10)税制改革（租税ベースを広げること）、(11)社会的セーフティネット、(12)労働市場の柔軟性。これらを比較してみると、1990年のウィリアムソンの考察には含まれなかった、社会的セーフティネット、労働市場の柔軟性がスタンディングの考察では含まれていることがわかる。また、スタンディングは(2)の金融自由化について、資本勘定の自由化を含めている。
- (19) もちろん同じ要件が課されたわけではなく、トウイが内容を検討してまとめたものである。
- (20) さらに、GATTないしWTOにおいても、その検討対象は、1986年にはじまったウルグアイ・ラウンドあたりから、関税以外の国内措置に大きく拡大していった。本書第2章を参照。
- (21) たとえば、スティグリッツ [2002] を参照。
- (22) ただし、スティグリッツは1999年暮れに辞職した。
- (23) つまり、不完全市場は3つの意味で使われている。第1、市場はクリアする

かもしれないが、不効率な方法でそうなるかもしれない。第2, 市場自体が形成されない。第3, 市場はクリアしないかもしれない。

- (24) したがって、たとえば、アジア経済危機は奇跡の終わりであり、より近代的ないし市場的な規制の方法へと政府介入のあり方を変更しなければならないと把握される。
- (25) もちろん、スティグリッツの考えあるいは情報経済学的アプローチはここで述べたほどシンプルなものではない。とくに具体的な問題になるとそうである。しかし、それは、情報以外のさまざまな要因を取り込むことを許す枠組みになっているからである。
- (26) つまり二重の意味での還元主義がポスト・ワシントン・コンセンサスには存在する (Fine [2001])。第1, すべての問題は個人の行動へと還元される。第2, 不完全な情報をもつ個人が、市場を通じて活動するという枠組みにより、すべての問題が情報の非対称性の問題に還元される。
- (27) この本の出版当時、スティグリッツは世銀をやめていたのに対し、ユスフは世銀のエコノミストである。
- (28) アムステンの韓国研究、ウェードの台湾研究が代表例であり (Wade [1990])、またチャンの韓国研究が重要である (Chang [1994])。
- (29) 本章の議論を前提とすると、そのほかにも、「開発法」「移入法」といった静態的分析のためのカテゴリーや「市場の力」といった動態的分析のツール自体、先進国と区別された開発途上国の法現象を把握するうえで、どの程度有効なのだろうかという疑問が生じる。ただし、本書は経済法制改革とグローバル化の関係を分析することを目的としているので、本章で和田理論自体を詳細に再検討することはできない。この点についても、別の機会を期す。

〔参考文献〕

日本語文献

- 安倍誠 [2005] 「韓国の企業統治と企業法制改革」(今泉慎也・安倍誠編『東アジアの企業統治と企業法制改革』日本貿易振興機構アジア経済研究所)。
- ジョセフ・E・スティグリッツ (鈴木主税訳) [2002] 『世界を不幸にしたグローバルリズムの正体』徳間書店。
- 谷浦孝雄 [2000] 「韓国の経済改革と展望」(谷浦孝雄編『21世紀の韓国経済 課題と展望』日本貿易振興会アジア経済研究所)。
- 中川淳司 [2002] 「経済規制の国際的調和 1 問題の所在」(『貿易と関税』12月号, pp.22-33)。
- 本城昇 [2000] 「韓国の自由化と企業活動法の対応」(小林昌之編『アジア諸国の市

場経済化と企業法』日本貿易振興会アジア経済研究所)

村山真弓 [1997] 「バングラデシュの企業グループ」(『アジア経済』第38巻第3号, 3月, pp.2-38)

安田信之 [2005] 『開発法学 アジア・ポスト開発国家の法システム』名古屋大学出版会。

外国語文献

Amsden, Alice [1989] *Asia's Next Giant*, New York: Oxford University Press.

Chang, Ha-Joon [1994] *The Political Economy of Industrial Policy*, London: Macmillan.
ed. [2003] *Rethinking Development Economics*, London: Anthem Press.

Fine, Ben [2001] “Neither the Washington Consensus nor the Post-Washington Consensus: An introduction,” in Ben Fine, Costas Lapavistas and Jonathan Pincus eds., *Development Policy in the Twenty-first Century*, London: Routledge.

Fisher, Stanley [1990] “Comment,” in John Williamson ed., *Latin American Adjustment: How Much Has Happened?* Washington, D.C.: Institute for International Economics.

Halim, Abdu [2004] *The Legal System of Bangladesh: A Comparative Study of Problems and Procedure in Legal Institutions*, Dhaka: Md. Yousuf Ali Khan, B.Sc. Engineer House.

Johnson, Chalmers [1982] *MITI and the Japanese Miracle: The Growth of Industrial Policy, 1925-1975*, Stanford: Stanford University Press.

Krueger, Anne [1974] The Political Economy of the Rent Seeking Society, *American Economic Review*, Vol.64, No.3, June, pp. 291-303.

Patwari, Mafizul Islam [2004] *Legal System of Bangladesh*, Dhaka: Humanist and Ethical Association of Bangladesh.

Standing, Guy [2000] “Brave New Worlds? A Critique of Stiglitz's World Bank Rethink,” *Development and Change*, Vol.31, No.4, pp. 737-763.

Stiglitz, Joseph E [1998a] More Instruments and Broader Goals: Moving toward the Post Washington Consensus, *The 1998 WIDER Annual Lecture*, Helsinki, 7 January.

[1998b] “The Role of Government in the Contemporary World,” in Vito Tanzi and Ke-Young Chu eds., *Income Distribution and High-Quality Growth*, Cambridge: MA: MIT Press.

[2001] “From Miracle to Crisis to Recovery: Lessons from Four Decades of East Asian Experience,” in John Stiglitz and Shahid Yusuf eds., *Rethinking the East Asian Miracle*, New York: Oxford University Press.

Syed Ishtiaq Ahmed and Associates [2005] *Review of Commercial Laws of Bangladesh*,

- JICA (http://www.bd.emb-japan.go.jp/bdmodel/jica2005_commercial_law_review.pdf 2006年12月31日アクセス)
- Toye, John [1994] “ Structural Adjustment: Context, Assumptions, Origins and Diversity, ” in van der Hoeven and van der Kraaij eds., *Structural Adjustment and Beyond in Sib-Saharan Africa*, London: James Currey.
- Wade, Robert [1990] *Governing the Market: Economic Theory and the Role of Government in East Asian Industrialisation*, Princeton: Princeton University Press.
- Williamson, John [1990] “What Washington Means by Policy Reform,” in John Williamson ed., *Latin American Adjustment: How Mush Has Happened?* Washington, D.C.: Institute for International Economics.
- [2003a] “ Summing up, ” in Pedro-Pablo Kuczynski and John Williamson eds., *After the Washington Consensus: Restarting Growth and Reform in Latin America*, Washington, D.C.: Institute for International Economics.
- [2003b] “Our Agenda and the Washington Consensus,” in Pedro-Pablo Kuczynski and John Williamson eds., *After the Washington Consensus: Restarting Growth and Reform in Latin America*, Washington, D.C.: Institute for International Economics.
- World Bank [1991] *World Development Report: The Challenge of Development*, New York: Oxford University Press.
- [1993] *The East Asian Miracle: Economic Growth and Public Policy, A World Bank Policy Research Report*, Oxford: Oxford University Press.
- [1997] *World Development Report: The State in a Changing World*, New York: Oxford University Press.
- Yusuf, Shahid [2001] “ The East Asian Miracle at the Millennium, ” in John Stiglitz and Shahid Yusuf eds., *Rethinking the East Asian Miracle*, New York: Oxford University Press.